

# 茅ヶ崎市立柳島小学校 いじめ防止基本方針



令和4年5月  
茅ヶ崎市立柳島小学校

# 茅ヶ崎市立柳島小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された（第13条）。本校においても、『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』を参酌し、平成26年3月、『柳島小学校いじめ防止基本方針』を定め、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止・対処に至る取り組みと年間計画等についても具体を示し、教職員の共通理解を図るための指針としてきた。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめの防止等のための基本的な方針』が改定され、その内容を反映させて、『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことを受け、『柳島小学校いじめ防止基本方針』を改定することとする。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

#### ※ 定義についての補足説明

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

### 2 いじめに対する基本的な姿勢

1. いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうることであることを踏まえ、いじめ防止に向けた取り組みを進めているところではあるが、学校のみならず、放課後の遊びやSNSなどによるいじめ等の事案も増えてきており、学校・保護者・地域関係機関との連携を図りつつ、一体となって対応することが必要である。その際、次のような認識を持って問題に向き合うことが大切である。

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること。
- ・いじめは、大人のいない場所で行われることが多く、発見しにくいものである。
- ・いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、あらゆる場面で起こりうる。
- ・いじめはいかなる理由があっても決して許されないとの毅然とした態度で対応する。

## II いじめの防止等に関する内容

### 1 いじめの未然防止のための取組み

○いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを進める。
- ・日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで自己有用感・充実感を得られる学校生活を推進する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、警察、企業等との連携による携帯電話教室等、必要な啓発活動を行う。また、学級活動や情報モラル等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図る。
- ・学校関係者や地域の方、NPO団体等との連携を通して、理科や保健、総合的な学習の時間等、学校での教育活動の様々な場面において、「いのちの大切さ」を学ぶ「いのちの授業」の展開を図る。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行う。
- ・推進協や自治会の協力を得て、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかかわる時間を多くするように努める。
- ・具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進する

### 2 いじめの早期発見のための取組み

○いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。  
また、その他の必要な措置を講じる。

- ① 児童対象のいじめアンケート調査を年2回及び必要に応じて実施する
- ② 心の教育相談員、スクールカウンセラーの活用、SSWの要請
- ③ いじめ相談窓口（支援担当）
- ④ 市いじめ相談窓口（市青少年教育相談室）への相談

- ・けんかやふざけ合いであっても、その裏で被害が発生している場合もあるため背景の事情を丁寧に調査し、いじめに該当するか否かの判断をすることが必要である。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止検討会議」を通して情報共有と対策に努める。また、関係機関等との連携が必要な場合は拡大ケース会を開催する。
- ・学校の組織力の向上に資するために、児童生徒指導担当者会において、担当教員の資質向上及び指導力の向上を図り、研修内容の伝達を行う。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### 3 いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、迅速に事実の確認を複数で行う。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・特に配慮が必要な児童については、当該児童への適切な支援、関係機関や保護者との連携、周囲の児童の理解を促す指導等が不可欠となる。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、必要な措置を講じる。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報に関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときには、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・学校評議員、推進協議会、民生委員児童委員等、地域の力を借りて、情報提供等の連携を進める。

### 4 インターネット上のいじめへの対応

- 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。また、トラブルが発生したときには

特に迅速な対応をする。これからの情報時代に生きる子どもたちにとって、情報活用能力は不可欠なものであり、禁止するのではなく賢く使う力を身につけさせたい。しかし、ネットトラブルの大部分は学校外での使用に起因しており、家庭の協力なしでは問題の解決は困難であるので、より密な連携が必要になる。

## 5 いじめの解消

- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- ・単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断せず、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

※ 「解消している」状態を判断する要件

### ① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## Ⅲ 「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、4半期に1回程度開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

## 1 定例会

### (1) 構成

管理職、総括教諭、児童指導担当、学年代表  
教育相談コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭

\* 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し校長が任命する。

### (2) 活動内容

・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

## 2 緊急開催時

### (1) 構成

いじめの発生が疑われる学年の職員

\* 対応の経過・結果は、コーディネーターに随時報告する。またコーディネーターは適宜管理職に報告する。

\* 事案の内容や、対応経過等から、学年の職員のみでの対応が困難な場合は、管理職に報告・相談する。

\* 校長が事案内容に応じて、他の教職員や、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し任命する。

### (2) 活動内容

・ いじめに関する相談・通報への対応

・ いじめの判断と情報収集

・ いじめ事案への対応検討・決定・報告

## IV 重大事態への対処

○ 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。

### 1 重大事態の判断

- ・ いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・ いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合
- ・ 金品などに重大な被害を被った場合
- ・ 心因性の疾患を発症した場合

### 2 重大事態の報告

- ・ 学校は市教育委員会を通じて教育長に報告する。

### 3 重大事態の調査

- ・ 市教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。また学校主体の調査では、重大事態の対処に十分な結果が得られないと市教委が判断した場合、市教育委員会附属機関「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（仮称）」によって調査を行う。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

管理職、児童指導支援総括教諭、児童指導担当者

\* 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

\* 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明。
- ・ 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告。
- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果を報告する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

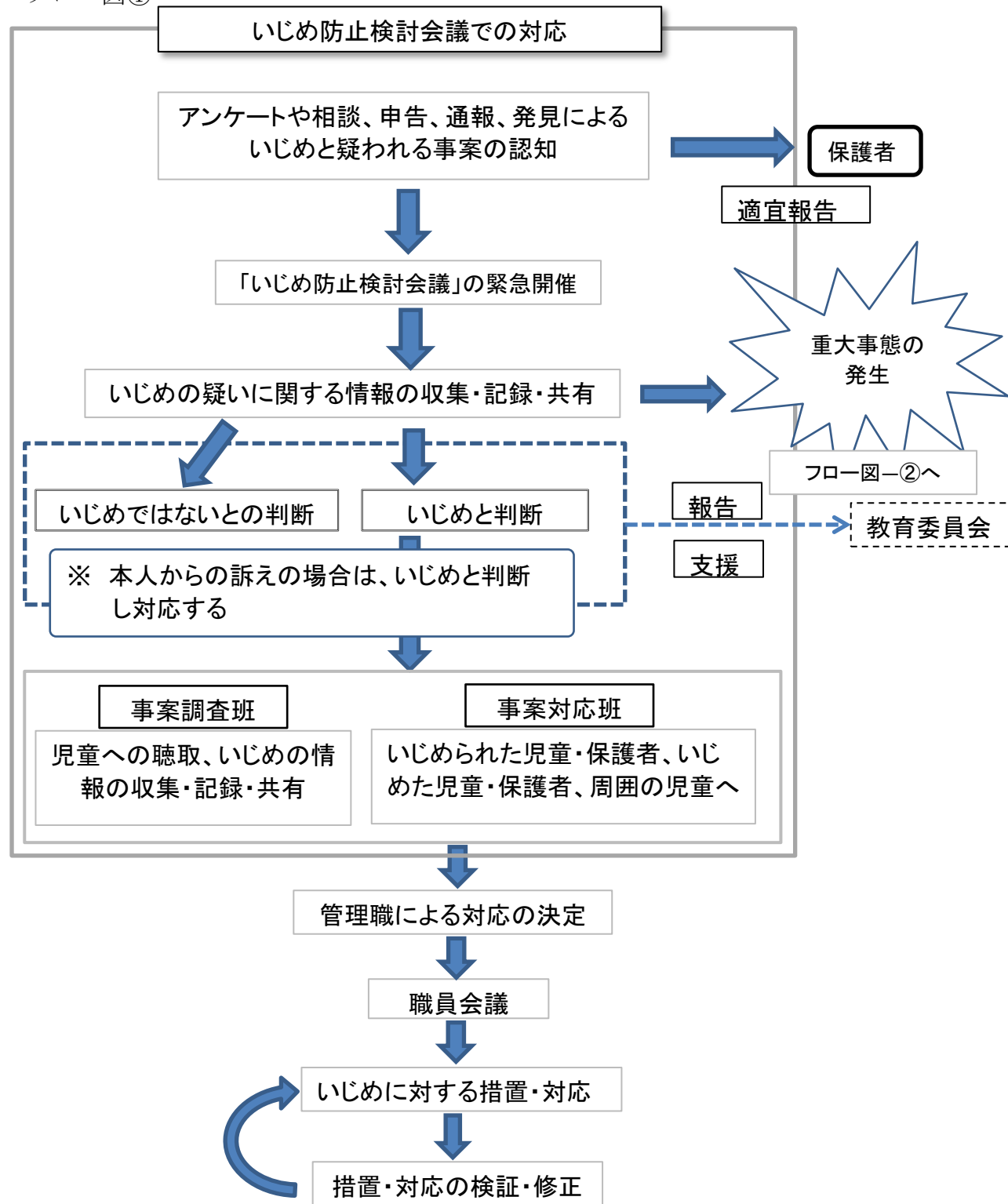
(3) その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組みに関すること

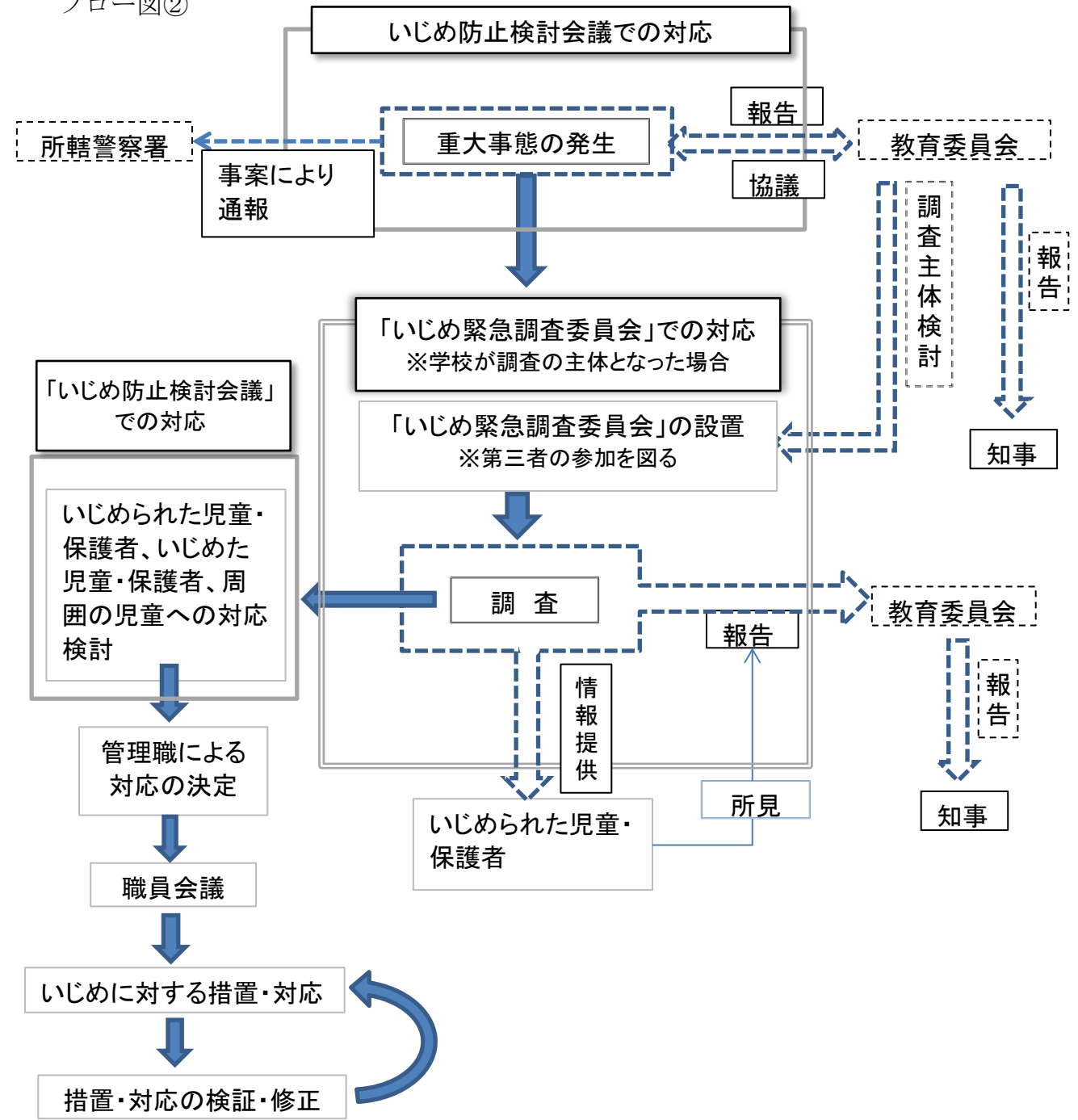
V 組織的対応の流れ

フロー図①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、教育委員会に報告するとともに、所轄警察署に相談・通報し連携する

フロー図②



※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する  
 ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う